コミュニティ・プラント使用料減免決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　津島市長　日　比　一　昭　　㊞

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった使用料の減免は、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決定区分 | 承　認　・　不承認 | |
| 承認の内容 | 減免額 | 円 |
| 減免期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 不承認の理由 |  | |

　教示

　　１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。

　　２　１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、１の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

　備考

　　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

　　２　教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。